

全 建 労 発 第 3 号

平成 23 年 4 月 4 日

各都道府県建設業協会 事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会

専務理事 押 田 彰

(公印省略)

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育」受講済者の優先使用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび社団法人全国クレーン建設業協会より、標記の安全衛生教育の受講済者の優先使用について周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、移動式クレーン運転業務を行う際には、労働災害の防止を図るため、労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講した者を使用されるようご周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以 上